

理事・監事会議事録

1. 開催場所 鈴木誠作記念館会議室 青森県むつ市中央二丁目5番3号
1. 開催日時 令和6年9月2日 午前11時30分
1. 理事数 4名
1. 監事数 1名
1. 出席理事・監事数 5名 理事：濱崎正明、佐賀亮、丸谷直、沖田恵
監事：一戸治

代表理事濱崎正明が議長として本会の進行を務める旨を述べ議案の審議に入った。

第1号報告 令和6年4月から令和6年8月までの代表理事職務執行の報告

代表理事より、令和6年4月から令和6年8月までに行った職務につき、報告を行ったうえで、議場に諮ったところ、出席者全員異議なくこれを承認した。

第2号報告 令和6年4月から令和6年8月までの事業報告

議長より、令和6年4月から令和6年8月までに行った事業につき、資料を配布し、その報告を行ったうえで、議場に諮ったところ、出席者全員異議なくこれを承認した。

続いて議長より、令和6年7月までの経理報告書を配布し、その説明を行ったうえで、議場に諮ったところ、出席者全員異議なくこれを承認した。

第1号議案 定款の一部変更の件

議長より、当財団の定款第13条及び第26条を次の通り変更したい旨の説明があり、議場に諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員には、職務遂行の対価として、報酬を支給することができる。

2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員、理事及び監事に対する報酬等支給基準規定による。

3 評議員の退職慰労金は、評議員会の決議によって定める。

(役員への報酬等)

第26条 理事及び監事には、職務遂行の対価として、報酬を支給することができる。

2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員、理事及び監事に対する報酬等支給基準規定による。

3 理事及び監事の退職慰労金は、評議員会の決議によって定める。

第2号議案 規定の新規制定の件

議長より、定款の一部変更に伴い、評議員、理事及び監事に対する報酬等支給基準規定を新たに制定したい旨、説明があった。規定案を提示し、議場に諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

第3号議案 臨時評議員会開催の件

議長は、臨時評議員会を書面決議にて行いたい旨を説明し、議案については、以下の通りの項目について審議したい旨報告があり、議場に諮ったところ、出席者全員一致で承認された。

第1号議案 定款の一部変更について

第2号議案 規定の新規制定について

第4号議案 助成金交付の可否の件

- (1) よしのこども園「子どもの居場所『いつでもまるっと。』」
- (2) むつ中央商業協同組合「中央町の街活性化事業」
- (3) NPO法人GEMBU「コンテナ苗育成・拡大事業」
- (4) 青森県立大湊高等学校
「下北管内5校合同 震災から学ぶプロジェクト」

議長は、よしのこども園より「子どもの居場所『いつでもまるっと。』」に対する助成金交付申請書、むつ中央商業協同組合より「中央町の街活性化事業」に対する助成金交付申請書、NPO法人GEMBUより「コンテナ苗育成・拡大事業」に対する助成金交付申請書、青森県立大湊高等学校より「下北管内5校合同 震災から学ぶプロジェクト」に対する助成金交付申請書が提出されていることを述べ、質疑応答が行われた。

申請された事業に対し助成をすべきかどうかにつき議場に諮り、審議したところ、(1)「子どもの居場所『いつでもまるっと。』」、(2)「中央町の街活性化事業」、(4)「下北管内5校合同 震災から学ぶプロジェクト」については、当該事業の目的が当公益財団法人の事業目的である「豊かな地域社会の発展に資すること」に適っていることから、すべて助成することで、出席者全員一致で承認可決された。

また、(3)「コンテナ苗育成・拡大事業」については、当該事業の目的が当公益財団法人の事業目的である「自然環境保護活動に対する助成」に適っていることから、助成をすることで、出席者全員一致で承認可決された。

なお、その助成金額については、(1)よしのこども園が3,000,000円、(2)むつ中央商業協同組合が200,000円、(3)NPO法人GEMBUが1,400,000円、(4)青森県立大湊高等学校が500,000円と、申請のあった金額にすることで満場一致で可決された。

以上をもって本日の理事・監事会の議案審議が終了したので、午後12時30分に閉会した。

上記の決議を明確にするため議事録を作成し、出席理事、監事全員が記名押印した。

令和6年9月2日

公益財団法人地域開発研究所

議長 代表理事 濱崎 正 明 ⑩

理 事 佐 賀 亮 ⑩

同 丸 谷 直 ⑩

同 沖 田 恵 ⑩

監 事 一 戸 治 ⑩